

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

ページ

○県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

(自然保護課)

一

○自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

二

○簡易給水施設等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(食と暮らしの安全推進課)

二

○調理師法施行細則の一部を改正する規則

(健康推進課)

三

○栄養士法施行細則の一部を改正する規則

(同)

四

○水防職員の服制及び被服貸与規程の一部を改正する訓令

(河川課)

五

### 訓 令

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(NPO活動促進室)

六

### 告 示

○有書図書類の指定

(青少年課)

七

○平成十九年宮城県告示第八百七十二号(中小企業等協同組合法等に

(農工経営支援課)

七

基づく健全性の基準)の全部改正

(農村振興課)

七

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村整備課)

八

○道路の区域変更

(道路課)

八

○道路の供用開始

(同)

八

○公有水面埋立ての出願事項の変更の許可(二件)

(港湾課)

八

○都市計画の変更

(都市計画課)

一五

○土地区画整理事業の換地処分の届出

(同)

一五

### 公 告

## 規 則

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

第五号第二十九号の二十九を第二十九号の三十とし、第二十九号の十三から第二十九号の二十八までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号の十二の次に次の一号を加える。

第十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

第二十九の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

第五号中第三十四号を第三十五号とし、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基づき行われ

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

一五

病院局

○病院局財務規程の一部を改正する管理規程

監査委員

○定期監査の結果の公表

○財政的援助団体の監査結果の公表

宮城海区漁業調整委員会

○かじぎ等流し網漁業の制限

一五

一六

一九

二四

るものに限る。以下この号において、「工作物の新築等」という。

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

第七条中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において、「工作物の新築等」という。）。

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風景の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五号

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

自然環境保全条例施行規則（昭和五十年宮城県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号ハ中、「第二条第一項第十四号」を、「第二条第一項第十六号」に改める。

第十三条第一号タ中、「集合郵便受箱」の下に、「、信書便差出箱」を加え、同条第三号ニ中、「国立又は公立の大学」を、「公立の大学（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。）」に改め、同条第五号に次のように加える。

ハ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

第十五条第三号ロ中、「国立又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

簡易給水施設等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六号

簡易給水施設等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

簡易給水施設等の規制に関する条例施行規則（平成十二年宮城県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第 号

身 分 証 明 書

宮城県 吏員 氏名

様式第九号（表）中

右の者は、簡易給水施設等の規制に関する条例第十四条第三項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。

年 月 日

宮城県知事

印

(60406409) (1117)

(8.0センチメートル)

を



「従事者氏名(受験者) 様名銀三郎中 生年月日 年 月 日」

「従事者氏名(受験者) 生 年 月 日 年 月 日」

「日/週, 時間/日」 「週 日, 1日 時間」

改める。

「本籍地 本籍地 本籍地都道府県名」

「氏 名 旧 新」

「氏 名 旧 新」

「本籍地 本籍地都道府県名」

「(男・女) ( 年 月 日生)」

「(ふりがな) (男・女) ( 年 月 日生)」

「本籍地 本籍地都道府県名」

「( 年 月 日生)」

「(ふりがな) ( 年 月 日生)」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正前の調理師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、改正後の調理師法施行細則の規定によるものとみなす。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則(昭和三十六年宮城県規則第五十三号)の1第4条の2を改正する。

様名銀一郎中「本籍地」を「本籍地都道府県名」に、「正副2通(仙台市に住所を有する者及び県内栄養士養成施設を通じて申請する者にあつては、1通)提出する」を「提出する」に、「正本には、所定」を「所定」に、「行政手続条例(平成7年宮城県条例第30号)」を「行政手続条例」に改める。

「本籍地 本籍地都道府県名」

「氏 名 旧 新」

氏 名	旧	(ふりがな)
	新	(ふりがな)

この申請書は、次の書類を添

えて正副2通（仙台市又は県外に住所を有する者にあつては、1通）提出すること。申請書には次の書類を添付すること。正本には、所定、行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号）や「免許証の書換交付の申請に関する行政手続条例」による。

〒737-0001 本 籍 地 本籍地都道府県名

(男・女) ( 年 月 日生)

(ふりがな) (男・女) ( 年 月 日生)

備考

この申請書は、免許証を添えて正副2通（仙台市又は県外に住所を有する者にあつては、1通）提出すること。

備考 申請書には免許証を添付すること。

〒737-0001 本 籍 地 本籍地都道府県名

( 年 月 日生)

(ふりがな) ( 年 月 日生)

備考

- この申請書は、正副2通（仙台市又は県外に住所を有する者にあつては、1通）提出すること。
- 正本には、所定の手数料の額に相当する県の発行する収入証紙をはり付けること。免許証の汚損の場合は、その免許証を添付すること。
- 行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号）第6条に基づき標準処理期間

は、20日間とする。

備考

- 所定の手数料の額に相当する県の発行する収入証紙をはり付けること。免許証の汚損の場合は、その免許証を添付すること。
- 行政手続条例第6条の規定による標準処理期間は、20日間とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成二十年四月一日から施行する。（経過措置）
- 改正前の栄養士法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、改正後の栄養士法施行細則の規定によるものとする。

### 訓 令 甲

#### ○宮城県訓令甲第十二号

水防職員の服制及び被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

#### 水防職員の服制及び被服貸与規程の一部を改正する訓令

水防職員の服制及び被服貸与規程（昭和三十六年宮城県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「き章、帽子、胸章、作業服」を「作業服、帽子」に改める。

第三条を次のように改める。

(服制)

第三条 水防職員の服制は、別表第一のとおりとする。

第四条中「水防職員」の下に「のうち、知事が別に定める者」を加える。

第五条の見出し中「、貸与期日」を削り、同条第一項中「、貸与期日」を削り、「別表」を「別表第一」に改める。

第七条中「き章及び胸章を除き」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

別表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。  
別表第一（第二条関係）

品目	数量	貸与期間
作業服	一着	二年
帽子	一個	二年
バンド	一本	三年

品目	区分		摘	要
	色	制式		
作業服	濃紺色	長そでとし、背面上部及び前面左ポケット上に「宮城県」と表示する。形状は、図のとおりとする。	上衣と同様とする。	
ズボン	濃紺色の織物	長ズボンとする。形状は、図のとおりとする。		
帽子	前ひさは、地質と同様とし、金色の月桂樹を配する。形状は、図のとおりとする。			
色又は地質	濃紺色の布			
バンド	色又は地質			

作業服

上衣服（前面）



上衣服（後面）



ズボン



帽子



この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

告 示

○宮城県告示第百五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 桑の木

一 代表者の氏名 金澤 恵利香

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区宮町四丁目二番二十二号

三 定款に記載された目的 この法人は、障害者や高齢者に対して福祉の増進を図り、家族や地域

社会に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年二月八日

○宮城県告示第百五十六号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十年二月二十二日

一 指定図書類 宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	COMIC ちよいエス！ vol. 8	株式会社 若苗新社
二	同	03872・02 ウォーB組 3月号	株式会社 サン出版
三	同	11841・03 DVDマグナム vol. 8	株式会社 リイド社
四	同	18614・03 勝ち組CELEB vol. 3	株式会社 東京三世社
五	同	06234・3 オレンジ通信 3月号	株式会社 東京三世社
六	同	02189・3 Mens GOLD 3月号	株式会社 リイド社
七	同	18613・03 DVD DELUX 3月号	株式会社 MCプレス
八	同	06345・03 月刊 パシャ！ 3月号	株式会社 若生出版
		17471・03	

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第百五十七号

平成十九年宮城県告示第八百七十二号（中小企業等協同組合法等に基づく健全性の基準）の全部を次のように改正し、平成二十年二月二十二日から施行する。

平成二十年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事が所管する中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条に規定する中小企業等協同組合をいう。）に係る中小企業等協同組

内閣府、財務省、厚生労働省

合法施行規則（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号。以下「規則」という。）

第百四十四条第一項第二号に規定する既発生未報告支払準備金については中小企業等協同組合法施行

金融、財務省、厚生労働省、

規程（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、告示第一号。以下「規程」という。）第六

環境省

条及び第七条を、規則第百四十五条第四項及び第五項に規定する異常危険準備金及び異常危険準備金の積立基準については規程第八条から第十条までを、法第五十八条の四及び規則第百四十九条に規定する共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準については規程第十一条及び第十二条を、規則第百五十条に規定する通常の予測を超える危険に対応する額については規程第十三条及び第十四条を、規則第百九十二条第二項及び第三項に規定する貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額については規程第十五条をそれぞれ準用する。

○宮城県告示第百五十八号

宮城枝野地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年二月二十二日から平成二十年三月二十一日まで





の地点	の地点から	二六三度三〇分〇〇秒	四・九八メートルの地点
の地点	の地点から	一七三度三〇分〇〇秒	二六六・三六メートルの地点
の地点	の地点から	一七三度三〇分〇〇秒	三三八・六四メートルの地点
の地点	の地点から	八三度三〇分〇〇秒	一・〇〇メートルの地点
の地点	の地点から	一七三度三〇分〇〇秒	七一〇・〇〇メートルの地点
の地点	の地点から	二六三度三〇分〇〇秒	七〇〇・〇〇メートルの地点
の地点	の地点から	二五三度三〇分〇〇秒	四二〇・二九メートルの地点
の地点	の地点から	三五三度三〇分〇〇秒	五九〇・七五メートルの地点
の地点	の地点から	二六三度三〇分〇〇秒	一一・三六メートルの地点
の地点	の地点から	二六三度三〇分〇〇秒	二六七・六四メートルの地点
の地点	の地点から	一七三度三〇分〇〇秒	一三三・二〇メートルの地点
の地点	の地点から	二六三度三〇分〇〇秒	一八五・〇〇メートルの地点
の地点	の地点から	二五三度三〇分〇〇秒	〇・二〇メートルの地点
の地点	の地点から	二六三度三〇分〇〇秒	八二・〇四メートルの地点
の地点	の地点から	三〇六度四三分三〇秒	一八九・七八メートルの地点
の地点	の地点から	二一六度四三分三〇秒	三四六・四九メートルの地点
の地点	の地点から	三〇六度四三分三〇秒	一六九・一七メートルの地点
の地点	の地点から	三度〇一分二秒	三三三・八九メートルの地点
(2) 1 工区			
イ 1 の1 工区			
平成十年七月十日付け宮城県告示第七百五十八号でしゅん功認可の告示をした区域の おり			
口 1 の2 の1 工区			
平成十五年十月十七日付け宮城県告示第九百八十五号でしゅん功認可の告示をした区域 のとお			
ハ 1 の2 の2 工区			
次の各地点を順次に結んだ線及びの地点との地点とを結んだ線により囲まれた区域 の地点 基点A(石巻港西防波堤の灯台位置、北緯三八度二分二六秒四、東経一四一 度一八分四五秒三)から二七九度〇二分二四秒二、二一九・四七メートルの地点			
の地点	の地点から	一七三度三〇分〇〇秒	二七八・二五メートルの地点
の地点	の地点から	二六三度三〇分〇〇秒	一九九・〇〇メートルの地点

の地点	の地点から	二五三度三〇分〇〇秒	七〇・七五メートルの地点
の地点	の地点から	二六三度三〇分〇〇秒	一一二・三六メートルの地点
の地点	の地点から	三五三度三〇分〇〇秒	二〇七・五〇メートルの地点
二 1 の2 の3 工区			
平成十七年四月五日付け宮城県告示第四百八十三号でしゅん功認可の告示をした区域の とお			
ホ 1 の3 工区			
次の各地点を順次に結んだ線及びの地点との地点とを結んだ線により囲まれた区域 の地点 基点A(石巻港西防波堤の灯台位置、北緯三八度二分二六秒四、東経一四一 度一八分四五秒三)から二七八度二分三八秒一、六九五・〇一メートルの地点			
の地点	の地点から	一七三度三〇分〇〇秒	六・〇〇メートルの地点
の地点	の地点から	二六三度三〇分〇〇秒	四八九・〇〇メートルの地点
の地点	の地点から	三五三度三〇分〇〇秒	六・〇〇メートルの地点
へ 1 の4 工区			
次の各地点を順次に結んだ線及びの地点との地点とを結んだ線により囲まれた区域 の地点 基点A(石巻港西防波堤の灯台位置、北緯三八度二分二六秒四、東経一四一 度一八分四五秒三)から二五八度三一分二五秒二、三四六・一七メートルの地点			
の地点	の地点から	八三度三〇分〇〇秒	二〇二・三五メートルの地点
の地点	の地点から	一七三度三〇分〇〇秒	一・六一メートルの地点
の地点	の地点から	二六三度三〇分〇〇秒	二〇二・三五メートルの地点
(3) 2 工区			
イ 2 の1 の1 工区			
次の各地点を順次に結んだ線及びの地点との地点とを結んだ線により囲まれた区域 の地点 基点A(石巻港西防波堤の灯台位置、北緯三八度二分二六秒四、東経一四一 度一八分四五秒三)から二七八度〇九分五二秒一、六九三・四八メートルの地点			
の地点	の地点から	一七三度三〇分〇〇秒	三四二・六四メートルの地点
の地点	の地点から	八三度三〇分〇〇秒	一・〇〇メートルの地点
の地点	の地点から	一七三度三〇分〇〇秒	二八九・七一メートルの地点
の地点	の地点から	二六三度三〇分〇〇秒	四九〇・〇〇メートルの地点
の地点	の地点から	二五三度三〇分〇〇秒	六三二・三五メートルの地点
口 2 の1 の1 の2 工区			

次の各地点を順次に結んだ線及び②の地点と⑤の地点とを結んだ線により囲まれた区域  
⑤の地点 基点A(石巻港西防波堤の灯台位置、北緯三八度二分二六秒四、東経一四一

度一八分四五秒三)から二五度二四分三八秒一、六四九・九三メートルの地点

の地点 ⑤の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 四二〇・二九メートルの地点

の地点 ⑤の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 七〇〇・〇〇メートルの地点

の地点 ⑤の地点から 三三三度三〇分〇〇秒 四一八・六八メートルの地点

④の地点 ④の地点から 八三度三〇分〇〇秒 二〇二・三五メートルの地点

③の地点 ④の地点から 三三三度三〇分〇〇秒 一・六一メートルの地点

②の地点 ③の地点から 八三度三〇分〇〇秒 七・六五メートルの地点

八 2の1の2工区

平成十年七月十日付け宮城県告示第七百五十八号でしゅん功認可の告示をした区域の

おり

二 2の2の1工区

平成十五年十月十七日付け宮城県告示第九百八十五号でしゅん功認可の告示をした区域

のとお

ホ 2の2の2工区

平成十八年六月二十日付け宮城県告示第七百五十七号でしゅん功認可の告示をした区域

のとお

へ 2の2の3工区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑤の地点と⑥の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 基点A(石巻港西防波堤の灯台位置、北緯三八度二分二六秒四、東経一四一

度一八分四五秒三)から二七度三三分三七秒二、四三三・四四メートルの地点

の地点 ⑥の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 二〇七・五〇メートルの地点

の地点 ⑥の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 二六七・六四メートルの地点

⑤の地点 ⑥の地点から 三三三度三〇分〇〇秒 二〇七・五〇メートルの地点

ト 2の2の4の1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

⑧の地点 基点A(石巻港西防波堤の灯台位置、北緯三八度二分二六秒四、東経一四一

度一八分四五秒三)から二七度三三分三六秒三、一四九・〇六メートルの地点

⑦の地点 ⑧の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 一六九・六九メートルの地点

⑥の地点 ⑦の地点から 二六二度三一分五六秒 一四九・六〇メートルの地点

⑥の地点 ⑥の地点から 一五〇度三分三三秒 一一五・六一メートルの地点  
⑦の地点 ⑦の地点から 三四八度二〇分〇九秒 一三一・二〇メートルの地点  
チ 2の2の4の2工区

次の各地点を順次に結んだ線及び③の地点と⑤の地点とを結んだ線により囲まれた区域

⑤の地点 基点A(石巻港西防波堤の灯台位置、北緯三八度二分二六秒四、東経一四一

度一八分四五秒三)から二七度二二分三六秒二、八八九・一七メートルの地点

④の地点 ⑤の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 二二〇・五〇メートルの地点

③の地点 ④の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 六七・〇四メートルの地点

②の地点 ③の地点から 三〇六度四三分三〇秒 一八九・七八メートルの地点

①の地点 ②の地点から 二一六度四三分三〇秒 三四六・四九メートルの地点

②6の地点 ②6の地点から 三〇六度四三分三〇秒 一六九・一七メートルの地点

②5の地点 ②5の地点から 一二度〇八分三五秒 二〇九・六三メートルの地点

②4の地点 ②4の地点から 七〇度三分三三秒 一二五・六一メートルの地点

②3の地点 ②3の地点から 八二度三分五六秒 一四九・六〇メートルの地点

②2の地点 ②2の地点から 一五〇度〇七分一九秒 二・七三メートルの地点

面積

1工区 四六九、六九八・〇九平方メートル

1の1工区 二九四、二二〇・四六平方メートル

1の2の1工区 六〇、四六八・一二平方メートル

1の2の2工区 六〇、〇〇九・五七平方メートル

1の2の3工区 五一、七四〇・二九平方メートル

1の3工区 二、九三三・八〇平方メートル

1の4工区 三三五・八五平方メートル

2工区 一、〇一八、七七八・一一平方メートル

2の1の1の1工区 三〇九、五〇八・四六平方メートル

2の1の1の2工区 二九三、八七七・六四平方メートル

2の1の2工区 四、八三七・六〇平方メートル

2の2の1工区 一六三、〇二五・一四平方メートル

2の2の2工区 四四、一三七・六三平方メートル

2の2の3工区 五五、五三四・一一平方メートル

2の2の4の1工区 四〇、〇九七・三三平方メートル

2の2の4の2工区 一〇七、七六〇・二二平方メートル  
 合計 一、四八八、四七六・二〇平方メートル

(一) 位置

宮城県石巻市潮見町一番九地先公有水面と同市潮見町十四番一、同市雲雀野町二丁目十四番三、同市雲雀野町一丁目十一番十四、十一番二十、十四番二に接する海浜地地先公有水面、及び宮城県石巻市潮見町十四番一、同市雲雀野町二丁目十四番二に接する海浜地、並びに宮城県石巻市潮見町一番九、十一番四、十三番一、十四番一、同市雲雀野町二丁目十一番六、十三番三、十四番三地内

(二) 区域

(1) 全体

次の㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚及び㉛の地点を順次に結んだ線及び㉜の地点と㉝の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 基点A(石巻港西防波堤の灯台位置、北緯三八度二四分二六秒四、東経一四一度一八分四五秒三)から二九度二〇分三九秒一、六四九・七六メートルの地点

- ㉑の地点 ㉒の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 一、五九〇・〇〇メートルの地点
- ㉒の地点 ㉓の地点から 一一九度〇〇分〇〇秒 一、二三五・〇〇メートルの地点
- ㉓の地点 ㉔の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 一、一六五・〇〇メートルの地点
- ㉔の地点 ㉕の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 五、三〇〇・〇〇メートルの地点
- ㉕の地点 ㉖の地点から 二四一度〇〇分〇〇秒 四四〇・〇〇メートルの地点
- ㉖の地点 ㉗の地点から 三六度五〇分〇〇秒 三、五〇〇・〇〇メートルの地点
- ㉗の地点 ㉘の地点から 三四七度四〇分〇〇秒 三、一〇〇・〇〇メートルの地点
- ㉘の地点 ㉙の地点から 二五七度四〇分〇〇秒 九五・〇〇メートルの地点
- ㉙の地点 ㉚の地点から 六一度三〇分〇〇秒 三二〇・〇〇メートルの地点
- ㉚の地点 ㉛の地点から 七八度一〇分〇〇秒 八一〇・〇〇メートルの地点
- ㉛の地点 ㉜の地点から 八二度一〇分〇〇秒 六八〇・〇〇メートルの地点

(2) 1工区

イ 1の1工区

平成十年七月十日付け宮城県告示第七百五十八号でしゅん功認可の告示をした区域のとおり

ロ 1の2の1工区

平成十五年十月十七日付け宮城県告示第九百八十五号でしゅん功認可の告示をした区域のとおり

ハ 1の2の2工区

次の各地点を順次に結んだ線及びの地点とを結んだ線により囲まれた区域の地点 基点A(石巻港西防波堤の灯台位置、北緯三八度二四分二六秒四、東経一四一度一八分四五秒三)から二七度九度〇二分二四秒二、二一九・四七メートルの地点

- ㉑の地点 ㉒の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 二七八・二五メートルの地点
- ㉒の地点 ㉓の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 一九九・〇〇メートルの地点
- ㉓の地点 ㉔の地点から 三三三度三〇分〇〇秒 七〇・七五メートルの地点
- ㉔の地点 ㉕の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 一、三三六メートルの地点
- ㉕の地点 ㉖の地点から 三三三度三〇分〇〇秒 二〇七・五〇メートルの地点

ニ 1の2の3工区

平成十七年四月五日付け宮城県告示第四百八十三号でしゅん功認可の告示をした区域のとおり

ホ 1の3工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㉗の地点とを結んだ線により囲まれた区域の地点 基点A(石巻港西防波堤の灯台位置、北緯三八度二四分二六秒四、東経一四一度一八分四五秒三)から二七度八度二分三八秒一、六九五・〇メートルの地点

- ㉑の地点 ㉒の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 六、〇〇メートルの地点
- ㉒の地点 ㉓の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 四八九・〇〇メートルの地点
- ㉓の地点 ㉔の地点から 三三三度三〇分〇〇秒 六、〇〇メートルの地点

ヘ 1の4工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㉕の地点とを結んだ線により囲まれた区域の地点 基点A(石巻港西防波堤の灯台位置、北緯三八度二四分二六秒四、東経一四一度一八分四五秒三)から二五度八度三一分二五秒二、三四六・一七メートルの地点

- ㉑の地点 ㉒の地点から 八三度三〇分〇〇秒 二〇二・三五メートルの地点
- ㉒の地点 ㉓の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 一、六一メートルの地点
- ㉓の地点 ㉔の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 二〇二・三五メートルの地点

(3) 2工区

イ 2の1の1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㉗の地点と㉘の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉞の地点 基点A(石巻港西防波堤の灯台位置、北緯三八度二分二六秒四、東経一四一度一八分四五秒三)から二七八度〇九分五二秒一、六九三・四八メートルの地点  
 の地点 ㉞の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 三四一・六四メートルの地点  
 の地点 ㉞の地点から 八三度三〇分〇〇秒 一・〇〇メートルの地点  
 ㉟の地点 ㉞の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 二八九・七一メートルの地点  
 ㊱の地点 ㉞の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 四九〇・〇〇メートルの地点  
 ㊲の地点 ㉞の地点から 三三三度三〇分〇〇秒 六三三・三五メートルの地点  
 ㊳ 2の1の1の2工区  
 次の各地点を順次に結んだ線及び㉞の地点と㉞の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉞の地点 基点A(石巻港西防波堤の灯台位置、北緯三八度二分二六秒四、東経一四一度一八分四五秒三)から二九九度二〇分三九秒一、六四九・七六メートルの地点  
 ㊴の地点 ㉞の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 一、五九〇・〇〇メートルの地点  
 ㊵の地点 ㉞の地点から 一一九度〇〇分〇〇秒 一、二三五・〇〇メートルの地点  
 ㊶の地点 ㉞の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 一、一六五・〇〇メートルの地点  
 ㊷の地点 ㉞の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 二、〇〇五・四三メートルの地点  
 ㊸の地点 ㉞の地点から 三三三度三〇分〇〇秒 一、八八二・一七メートルの地点  
 ㊹の地点 ㉞の地点から 三三三度三〇分〇〇秒 四一八・六八メートルの地点  
 ㊺の地点 ㉞の地点から 八三度三〇分〇〇秒 二〇二・三五メートルの地点  
 ㊻の地点 ㉞の地点から 三三三度三〇分〇〇秒 一・六一メートルの地点  
 ㊼の地点 ㉞の地点から 八三度三〇分〇〇秒 四九七・六五メートルの地点  
 ㊽の地点 ㉞の地点から 三三三度三〇分〇〇秒 二八九・七一メートルの地点  
 ㊾の地点 ㉞の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 一・〇〇メートルの地点  
 ㊿の地点 ㉞の地点から 三三三度三〇分〇〇秒 三四一・六四メートルの地点  
 一の地点 ㊾の地点から 四・九八メートルの地点  
 二の地点 ㊾の地点から 八三度三〇分〇〇秒 一七三・二六メートルの地点  
 三の地点 ㊾の地点から 三三三度三〇分〇〇秒 三四・九七メートルの地点  
 四の地点 ㊾の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 一、二二・五三メートルの地点  
 五の地点 ㊾の地点から 二六五度〇八分三〇秒 一、二二・五三メートルの地点  
 六の地点 ㊾の地点から 二六二度五三分〇五秒 三、八五・八一メートルの地点  
 七の地点 ㊾の地点から 二六〇度三四分五八秒 一、四・二二メートルの地点  
 八の地点 ㊾の地点から 二六〇度三四分五四秒 一、四四・二五メートルの地点

㊿の地点 ㊿の地点から 三五六度五九分二五秒 三七・八八メートルの地点  
 ㊿の地点 ㊿の地点から 八二度一〇分〇〇秒 六八〇・〇〇メートルの地点  
 ㊿ 2の1の2工区  
 平成十年七月十日付け宮城県告示第七百五十八号でしゅん功認可の告示をした区域の  
 おり  
 二 2の2の1工区  
 平成十五年十月十七日付け宮城県告示第九百八十五号でしゅん功認可の告示をした区域  
 のとおり  
 ホ 2の2の2工区  
 平成十八年六月二十日付け宮城県告示第七百五十七号でしゅん功認可の告示をした区域  
 のとおり  
 ヘ 2の2の3工区  
 次の各地点を順次に結んだ線及び㊿の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域  
 の地点 基点A(石巻港西防波堤の灯台位置、北緯三八度二分二六秒四、東経一四一度一八分四五秒三)から二七七度三八分三七秒二、四三三・四四メートルの地点  
 の地点 ㊿の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 二〇七・五〇メートルの地点  
 の地点 ㊿の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 二六七・六四メートルの地点  
 の地点 ㊿の地点から 三三三度三〇分〇〇秒 二〇七・五〇メートルの地点  
 ㊿ 2の2の4の1工区  
 次の各地点を順次に結んだ線及び㊿の地点と㊿の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊿の地点 基点A(石巻港西防波堤の灯台位置、北緯三八度二分二六秒四、東経一四一度一八分四五秒三)から二七七度三五分三六秒三、一四九・〇六メートルの地点  
 ㊿の地点 ㊿の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 一六九・六九メートルの地点  
 ㊿の地点 ㊿の地点から 二六二度三一分五六秒 一四九・六〇メートルの地点  
 ㊿の地点 ㊿の地点から 一五〇度三三分三三秒 一、二五・六一メートルの地点  
 ㊿の地点 ㊿の地点から 三三八度二〇分〇九秒 一、三一・二〇メートルの地点  
 ㊿の地点 ㊿の地点から 三三七度四〇分〇〇秒 八四・四五メートルの地点  
 ㊿の地点 ㊿の地点から 七一度〇六分五四秒 三〇一・六二メートルの地点  
 ㊿ 2の2の4の2工区  
 次の各地点を順次に結んだ線及び㊿の地点と㊿の地点とを結んだ線により囲まれた区域  
 ㊿の地点 基点A(石巻港西防波堤の灯台位置、北緯三八度二分二六秒四、東経一四一

度一八分四秒三(三)から二七五度二分三六秒二、八八九・一七メートルの地点

④の地点 ⑤の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 二二〇・五〇メートルの地点

の地点 ④の地点から 八三度三〇分〇〇秒 一五・〇〇メートルの地点

の地点 ④の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 〇・二〇メートルの地点

の地点 ④の地点から 八三度三〇分〇〇秒 一八五・〇〇メートルの地点

の地点 ④の地点から 三五三度三〇分〇〇秒 一三・二〇メートルの地点

の地点 ④の地点から 八三度三〇分〇〇秒 二九〇・〇〇メートルの地点

の地点 ④の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 一、〇一一・〇四メートルの地点

の地点 ④の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 一、八八二・一七メートルの地点

⑥の地点 ⑥の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 三、二九四・五七メートルの地点

⑦の地点 ⑦の地点から 三四一度〇〇分〇〇秒 四四〇・〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑧の地点から 三六度五〇分〇〇秒 三、五〇〇・〇〇メートルの地点

⑨の地点 ⑨の地点から 三四七度四〇分〇〇秒 三二〇・〇〇メートルの地点

⑩の地点 ⑩の地点から 二五七度四〇分〇〇秒 九五・〇〇メートルの地点

⑪の地点 ⑪の地点から 六一度三〇分〇〇秒 三二〇・〇〇メートルの地点

⑫の地点 ⑫の地点から 七八度一〇分〇〇秒 八一〇・〇〇メートルの地点

⑬の地点 ⑬の地点から 一七六度五九分二五秒 三七・八八メートルの地点

⑭の地点 ⑭の地点から 二五七度〇九分三三秒 六九八・八一メートルの地点

⑮の地点 ⑮の地点から 二五一度〇六分五四秒 三〇一・六二メートルの地点

⑯の地点 ⑯の地点から 一六六度〇五分二九秒 八四・四五メートルの地点

⑰の地点 ⑰の地点から 一六八度二〇分〇九秒 一三一・二〇メートルの地点

⑱の地点 ⑱の地点から 七〇度二三分三三秒 一二五・六一メートルの地点

⑲の地点 ⑲の地点から 八二度三一分五六秒 一四九・六〇メートルの地点

⑳の地点 ㉑の地点から 一五〇度〇七分一九秒 二・七三メートルの地点

(三) 面積  
1 工区 四九四、二〇五・六〇平方メートル

1 の1 工区 三二〇、八四六・八一平方メートル

1 の2 の1 工区 六八、三四九・二八平方メートル

1 の2 の2 工区 六〇、〇〇九・五七平方メートル

1 の2 の3 工区 五一、七四〇・二九平方メートル

1 の3 工区 二、九三三・八〇平方メートル

1 の4 工区 三三五・八五平方メートル

2 工区 一一、九六四、三三三・七二平方メートル

2 の1 の1 の1 工区 三〇九、五〇八・四六平方メートル

2 の1 の1 の2 工区 四、二二〇、七九五・七二平方メートル

2 の1 の2 工区 四、八三七・六〇平方メートル

2 の2 の1 工区 二〇三、五二二・六七平方メートル

2 の2 の2 工区 四四、一三七・六三平方メートル

2 の2 の3 工区 五五、五三四・一一平方メートル

2 の2 の4 の1 工区 六三、八一八・〇四平方メートル

2 の2 の4 の2 工区 七、〇七二、一七八・四八平方メートル

合計 一一、四五八、五三八・三一平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地、港湾関連用地、工業用地、道路用地、緑地

○宮城県告示第百六十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第十三条ノ二の規定により、出願事項の変更を次のとおり許可した。

平成二十年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可年月日

平成二十年一月二十四日

二 許可を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

宮城県石巻市雲雀野町二丁目十四番三に接する海浜地地先公有水面

(二) 区域

(1) 全体

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成三年八月五日付け宮城県(港)指令第五号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(D・L・プラス一・六三メートル)により囲まれた区域

の地点 石巻港西防波堤の灯台(北緯三八度二分二六・四秒、東經一四一度一八分四  
 五・三秒)(世界測地系の採用による表記の変更、以下同じ)から二八六度四三分  
 四九秒一、七七七・四四メートルの地点

の地点 ①の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 三〇・〇〇メートルの地点  
 の地点 ②の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 三・九八メートルの地点  
 の地点 ③の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 二二六・三六メートルの地点  
 の地点 ④の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 三二四・六四メートルの地点

(2) 1工区

次の、及び の地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成三  
 年八月五日付け宮城県(港)指令第五号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界  
 線(D・L・プラス一・六三メートル)により囲まれた区域

の地点 石巻港西防波堤の灯台(北緯三八度二分二六・四秒、東經一四一度一八分四  
 五・三秒)から二八六度四三分四九秒一、七七七・四四メートルの地点  
 の地点 ①の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 三〇・〇〇メートルの地点  
 の地点 ②の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 三・九八メートルの地点  
 の地点 ③の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 二二六・三六メートルの地点  
 の地点 ④の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 三二四・六四メートルの地点

(3) 2工区

次の、及び の地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成三年八月五  
 日付け宮城県(港)指令第五号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(D・  
 L・プラス一・六三メートル)により囲まれた区域

の地点 石巻港西防波堤の灯台(北緯三八度二分二六・四秒、東經一四一度一八分四  
 五・三秒)から二八八度二分三八秒一、六九五・〇一メートルの地点  
 の地点 ①の地点から 八三度三〇分〇〇秒 一・〇〇メートルの地点  
 の地点 ②の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 三二四・六四メートルの地点

(三) 面積

1工区 三七〇・八六平方メートル  
 2工区 三四八・六五平方メートル  
 合計 七一九・五一平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宮城県石巻市雲雀野町二丁目十一番六、十三番三、十四番三内並びに同町二丁目十四番三  
 に接する海浜地内及び同地先公有水面

(二) 区域

(1) 全体

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域  
 ⑦の地点 石巻港西防波堤の灯台(北緯三八度二分二六・四秒、東經一四一度一八分四  
 五・三秒)から二九九度二分三九秒一、六四九・七六メートルの地点

①の地点 ⑦の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 一、一八〇・〇〇メートルの地点  
 ②の地点 ⑧の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 六〇〇・〇〇メートルの地点  
 ③の地点 ⑨の地点から 三三三度三〇分〇〇秒 一、一八三・一五メートルの地点  
 ④の地点 ⑩の地点から 八二度一〇分〇〇秒 二五九・八四メートルの地点

(2) 1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域  
 ⑦の地点 石巻港西防波堤の灯台(北緯三八度二分二六・四秒、東經一四一度一八分四  
 五・三秒)から二九三度一分三九秒一、八八一・一八メートルの地点

①の地点 ⑦の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 二六二・二三メートルの地点  
 ②の地点 ⑧の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 三・九八メートルの地点  
 ③の地点 ⑨の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 二二六・三六メートルの地点  
 ④の地点 ⑩の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 三〇〇・〇〇メートルの地点  
 ⑤の地点 ⑪の地点から 三三三度三〇分〇〇秒 五〇〇・一六メートルの地点  
 ⑥の地点 ⑫の地点から 八二度五三分〇五秒 一八〇・八九メートルの地点

(3) 2工区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域  
 ⑦の地点 石巻港西防波堤の灯台(北緯三八度二分二六・四秒、東經一四一度一八分四  
 五・三秒)から二九九度二分三九秒一、六四九・七六メートルの地点

①の地点 ⑦の地点から 一七三度三〇分〇〇秒 一、一八〇・〇〇メートルの地点  
 ②の地点 ⑧の地点から 二六三度三〇分〇〇秒 六〇〇・〇〇メートルの地点  
 ③の地点 ⑨の地点から 三三三度三〇分〇〇秒 六四八・六四メートルの地点  
 ④の地点 ⑩の地点から 八三度三〇分〇〇秒 三〇・〇〇メートルの地点

㊸の地点	㊸の地点から	三五三度三〇分〇〇秒	一三六・三六メートルの地点
㊹の地点	㊹の地点から	八三度三〇分〇〇秒	三・九八メートルの地点
㊺の地点	㊺の地点から	三五三度三〇分〇〇秒	二六二・二二メートルの地点
㊻の地点	㊻の地点から	二六五度〇八分三〇秒	一一三・一五メートルの地点
㊼の地点	㊼の地点から	二六二度五三分〇五秒	一八〇・八九メートルの地点
㊽の地点	㊽の地点から	三五三度三〇分〇〇秒	三四・三四メートルの地点
㊾の地点	㊾の地点から	八二度一〇分〇〇秒	二五九・八四メートルの地点

(三) 面積

1 工区	一五二・二九六・八六平方メートル
2 工区	五五九・八六六・二三平方メートル
合計	七一、一六三・〇九平方メートル

四 埋立地の用途

道路用地

○宮城県告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、古川都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 古川都市計画道路
  - 2 名称 三・四・四号 李埴飯川線
- 二 都市計画を変更しようとする土地の区域
- 1 追加する部分

大崎市古川南町三丁目、古川小稲葉町の各一部

○宮城県告示第百六十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称  
岩沼市第二武隈土地区画整理事業

二 施行者の名称  
岩沼市第二武隈土地区画整理組合

三 事務所所在地  
岩沼市土ヶ崎三丁目八番一号

四 換地処分の年月日  
平成二十年一月三十日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、平成二十年二月十四日その工事を完了した。

平成二十年二月二十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
東松島市矢本字四反走八十七番一及び八十八番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
東松島市矢本字寿町二十九番地  
有限会社熱海不動産

宮城県知事 村 井 嘉 浩

病 院 局

○宮城県病院局管理規程第一号

病院局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十年二月二十二日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

病院局財務規程の一部を改正する管理規程

病院局財務規程（平成十二年宮城県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

収 入	10030000	収 入 額	を
-----	----------	-------	---

企業債 借換債	10030000 10030100	企業債収入 借換債収入	1,456,900
------------	----------------------	----------------	-----------

監 査  
1) 監査対象となる公庫の口座の取扱い等。

### 留 留 帳 帳

○宮城県監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成19年度第3四半期に実施した  
普通会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成20年2月22日

宮城県監査委員	畠 山 和 純
宮城県監査委員	袋 井 正 正
宮城県監査委員	遊 佐 勤左衛門
宮城県監査委員	谷 地 森 涼 子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関  
地方機関  
○総務部  
公務研修所  
公文書館  
宮城大学  
大河原県税事務所（選挙管理委員会大河原地方支局を含む）  
仙台南県税事務所（選挙管理委員会仙台南地方支局を含む）  
栗原県税事務所（選挙管理委員会栗原地方支局を含む）  
登米県税事務所（選挙管理委員会登米地方支局を含む）  
気仙沼県税事務所（選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む）  
消防学校  
○企画部  
東京事務所

監査実施日

12月19日
11月16日
10月30日
11月1日
11月6日
10月23日
10月30日
10月17日
12月28日
11月8日

○環境生活部  
原子力センター  
食肉衛生検査所  
○保健福祉部  
大崎保健福祉事務所  
栗原保健福祉事務所  
登米保健福祉事務所  
石巻保健福祉事務所  
総合衛生学院  
子ども総合センター  
中央地域子どもセンター  
リハビリテーション支援センター

○産業経済部  
大阪事務所  
大河原地方振興事務所  
仙台地方振興事務所  
大崎地方振興事務所  
栗原地方振興事務所  
気仙沼地方振興事務所  
王城寺原補償工事事務所  
農業・園芸総合研究所（農業実践大学校を含む）  
古川農業試験場（農業実践大学校農産学部を含む）  
畜産試験場（農業実践大学校畜産学部を含む）  
林業試験場  
水産研究開発センター（水産加工研究所を含む）  
気仙沼水産試験場  
栽培漁業センター

○土木部  
登米土木事務所  
石巻土木事務所

11月7日
11月16日
11月6日
10月30日
10月16日
10月17日
11月16日
11月2日
11月12日
11月2日
12月3日
11月1日
11月6日
11月6日
10月16日
10月24日
11月13日
11月7日
11月12日
12月19日
12月13日
12月11日
11月16日
11月16日
10月23日
10月17日



<p>気仙沼土木事務所 栗原地方ダム総合事務所 ○教育庁 仙台教育事務所 美術館 多賀城跡調査研究所 東北歴史博物館 仙台第二高等学校 白石高等学校 角田高等学校 石巻高等学校 第一女子高等学校 石巻好文館高等学校 名取高等学校 飯野川高等学校 涌谷高等学校 登米高等学校 泉高等学校 中新田高等学校 女川高等学校 仙台南高等学校 泉館山高等学校 蔵王高等学校 加美農業高等学校 工業高等学校 一迫商業高等学校 盲学校 気仙沼養護学校 利府養護学校 ○警察本部 塩釜警察署</p>	<p>10月31日 11月19日 10月18日 10月18日 11月16日 11月16日 12月25日 12月19日 12月28日 12月25日 12月25日 11月7日 12月28日 12月28日 12月28日 12月11日 12月3日 12月19日 12月19日 10月24日 12月19日 12月19日 12月25日 12月28日 12月19日 10月24日 12月11日 11月16日 12月25日</p>	<p>気仙沼警察署 佐沼警察署 登米警察署 南三陸警察署 古川警察署 遠田警察署 若柳警察署 鳴子警察署 加美警察署 白石警察署 角田警察署 亘理警察署 2 監査結果</p>	<p>12月19日 10月18日 12月19日 11月12日 10月23日 11月27日 12月18日 10月1日 11月28日 10月29日 12月3日 11月27日</p> <p>平成18年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。 その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。 なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。 その結果は別紙のとおりです。</p> <p>記</p> <p>(1) 大河原県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成18年度収入未済額</p> <p>現年度分 210,785,256円 過年度分 348,437,565円 合 計 559,222,821円</p> <p>・平成17年度収入未済額</p> <p>現年度分 130,439,669円 過年度分 357,134,056円</p>
--	---	---	---

合 計 487,573,725円  
 (2) 仙台南興税事務所

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 200,087,826円

過年度分 484,981,983円

合 計 685,069,809円

・平成17年度収入未済額

現年度分 244,425,344円

過年度分 501,850,671円

合 計 746,276,015円

(3) 栗原県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 32,448,402円

過年度分 100,968,525円

合 計 133,416,927円

・平成17年度収入未済額

現年度分 35,732,309円

過年度分 110,231,663円

合 計 145,963,972円

(4) 登米県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 47,106,754円

過年度分 113,437,913円  
 合 計 160,544,667円

・平成17年度収入未済額

現年度分 51,013,504円

過年度分 115,015,505円

合 計 166,029,009円

(5) 気仙沼県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 50,299,145円

過年度分 160,891,162円

合 計 211,190,307円

・平成17年度収入未済額

現年度分 61,603,445円

過年度分 159,289,126円

合 計 220,892,571円

(6) 大崎地方振興事務所

補助金において、不正受給等か認められたので、実績確認を徹底するなど、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

市町村振興総合補助金について、平成17年度に作成したはずの「交流パンフレット」が作成されていないことが発覚したため、立入検査を実施したところ、補助対象事業である「なんごう食と農の散策路(アグリロード)事業」の一部事業は未実施であり、市町村振興総合補助金を不正受給していたことが判明したものである。

・間接補助事業名 平成17年度市町村振興総合補助金

・間接補助事業者 なんごう食と農の散策路推進会議

・間接補助金額 1,000,000円

・返還対象額 373,000円

(7) 佐沼警察署

工事により撤去したエアコンの処分について、関係法令（特定家庭用機器再商品化法）に基づき適正に処分されたかどうか確認していないことが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

（内容）

- ・ 工事名 当直仮眠室エアコン交換工事
- ・ 契約額 378,000円
- ・ 工期 平成18年7月25日～平成18年8月4日

別紙

平成19年度第3四半期宮城県警察定期監査の状況

1 実施機関

平成19年度第3四半期における県警察の定期監査は、鳴子警察署、古川警察署、佐沼警察署、若柳警察署、白石警察署、南三陸警察署、気仙沼警察署、遠田警察署、亘理警察署、角田警察署、加美警察署、登米警察署及び塩釜警察署の13警察署について、財務監査を中心に実施した。

2 犯罪捜査報償費に関する支出関係証拠書類の状況

監査においては犯罪捜査報償費の捜査員への交付及びその精算に係る支出関係証拠書類の調査・確認、並びにこれら証拠書類と捜査員の勤務関係書類との照合・確認を行った。

調査・確認の結果、支出関係証拠書類の状況は、次のとおりであった。

(1) 物品等の購入や飲食店での飲食などに支出した場合には、領収書又はレシートが添付されていた。

(2) 協力者に対する謝礼として現金を支払ったものについては、全て領収書が徴されていた。

(3) 支払精算書等における、協力者の氏名・住所については、捜査上の支障がなく、かつ監査委員への開示を本人が承諾したものは、ほとんど開示されていた。

（注）支出関係証拠書類：現金出納簿、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、

支払伝票、領収書等

勤務関係書類：勤務整理簿、旅行命令票、運転日誌等  
3 捜査員からの聴き取り調査

(1) 実施した機関等

① 古川警察署（10月23日 午前）

・ 聴き取りした捜査員 2名（刑事課2名）

② 若柳警察署（12月18日 午後）

・ 聴き取りした捜査員 2名（生活安全課1名、刑事課1名）

③ 気仙沼警察署（12月19日 午前）

・ 聴き取りした捜査員 2名（刑事課2名）

\* 委員監査において、調査を実施した警察署は以上の3警察署で、聴き取りした捜査員の総数は6名である。

なお、聴き取り調査は、捜査員1人当たり20分程度行った。

(2) 捜査員の選定方法

聴き取りを行った捜査員の選定については、先に実施する事務局監査において、犯罪捜査報償費の支出実績の多い捜査員を数名選定し、監査委員の実地監査において、この捜査員の中から、当日業務に支障のない捜査員に対して、聴き取り調査を実施した。

(3) 聴き取り調査の聴取事項

捜査員が作成した支払精算書等の本人記載の確認、謝礼金等の受け渡し（接触）場所及び相手方の状況等について聴取したほか、その情報提供者からの情報は事件捜査に有効であったかなどについても併せて聴取した。

4 監査の結果

犯罪捜査報償費の執行は、「犯罪捜査報償費経理の手引き」に基づき処理されており、捜査員からの聴き取り調査等でも、不正を疑わせるような執行は認められなかった。

なお、協力者の氏名・住所が開示されたものについては、その実在の有無を調査したところ、全て実在することが確認された。

○宮城県監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。

平成20年2月22日

宮城県監査委員	嶋	山	和	純
宮城県監査委員	袋			正
宮城県監査委員	遊	佐	勘	左衛門
宮城県監査委員	谷	地	森	涼
				子

1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等

下記のとおり

2 監査結果

平成18年度の出納その他の事務の執行について実施しました。

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については各団体に注意をしました。

記

団体名	実施年月日	監査の結果等
財団法人 宮城県文化振興財団 (宮城県民会館管理 運営共同企業体)	19.10.11	1 団体の事業概要 文化活動の一層の活性化を図るため、文化意識啓発事業及び文化情報提供事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,155,000,000円(基本財産 1,158,000,000円) 〔公の施設の管理〕 宮城県民会館 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。
財団法人 慶長連欧使節船協会	19.10.22	1 団体の事業概要 地域の振興と青少年の健全育成を図るため、大航海時代の歴史的事績及び船舶・海洋に関する学習・体験の場の提供事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 500,000,000円(基本財産 1,000,877,529円) 〔公の施設の管理〕 宮城県慶長使節船ミュージアム 3 監査の結果 宮城県慶長使節船ミュージアム 192,101,000円 宮城県慶長使節船ミュージアム管理運営業務において、指定管理者基本協定書に規定される区分経理を行っていないこと及び当該業務に係る決算報告書の計数の根拠が明確になっていないことが認められたので、事業区分及び計数の根拠を明確にして経理する必要がある。
地方独立行政法人 宮城県立こども病院	19.12.26	1 団体の事業概要 妊娠、出産から思春期、成人に至る子どもの全ての成長過程において、高度で専門的な医療の提供を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,234,086,843円(資本金 1,234,086,843円)
財団法人 宮城県国際交流協会	19.10.11	〔負担金〕 運営費負担金 2,238,059,000円 〔貸付金〕 運営費貸付金(短期) 250,000,000円 長期貸付金に係る平成18年度未残高 10,693,790,453円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。
財団法人 みやぎ産業交流センター	19.11.7	1 団体の事業概要 産業振興推進のため、国際見本市、展示会、イベントの開催及び産業情報の提供等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 900,000,000円(基本財産 1,779,000,000円) 〔公の施設の管理〕 みやぎ産業交流センター(利用料金による管理運営) 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。
社団法人 宮城県農業公社	19.12.26	1 団体の事業概要 農業経営の安定を図るため、農地保有の合理化促進及び農畜産業の振興に関する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕

<p>770,600,000円（基本財産 120,800,000円）</p> <p>〔補助金〕</p> <p>農地保有合理化促進事業補助金 145,724,000円</p> <p>資源リサイクル畜産環境整備事業補助金 732,318,000円</p> <p>〔貸付金〕</p> <p>公共牧場経営基盤強化対策事業資金貸付金（短期） 220,000,000円</p> <p>長期貸付金に係る平成18年度未残高 5,400,000円</p> <p>〔損失補償〕</p> <p>損失補償契約に係る平成18年度未借入金残高 1,473,895,892円</p> <p>〔公の施設の管理〕</p> <p>宮城県岩出山牧場 85,967,700円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(1) 出資金を下回る正味財産、当期一般正味財産増減額のマイナス計上及び経常収益の減少傾向が認められた。これらの現状を正しく認識の上、公社機能が十分発揮できるよう、具体的な経営改善計画を策定し、その着実な推進を図り、財務内容の健全化に努める必要がある。</p> <p>(2) 農地保有合理化関連事業において、未収金縮減に努力しているものの、なお延滞未収金が認められたので、引き続き収納促進に努める必要がある。</p> <p>(3) 退職給付引当金及び売買損失引当金の計上不足が認められたので、適正に計上する必要がある。</p>	<p>〔損失補償〕</p> <p>損失補償契約に係る平成18年度未借入金残高 5,298,579,551円</p> <p>〔公の施設の管理〕</p> <p>宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター 23,952,000円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(1) 不適切な評価基準を用いた有価証券（株式）の評価が認められたので、改善する必要がある。</p> <p>(2) 未収金管理の不徹底が認められたので、改善する必要がある。</p>
<p>19.10.31</p> <p>社団法人 宮城県林業公社</p> <p>1 団体の事業概要 県土の保全、森林資源の造成などを図るため、造林及び育林等に関する事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 100,000,000円（基本財産 125,452,095円）</p> <p>〔補助金〕</p> <p>公的森林整備推進事業補助金 115,503,135円</p> <p>流域広域保全林整備事業補助金 49,808,205円</p> <p>森林整備活性化事業補助金 4,316,270円</p> <p>分収林整備高度化事業補助金 400,000円</p> <p>〔貸付金〕</p> <p>長期貸付金に係る平成18年度未残高 10,710,000,000円</p>	<p>財団法人 仙台湾漁業振興基金</p> <p>19.12.18</p> <p>1 団体の事業概要 沿岸漁業の振興及び経営の安定化を図るため、振興事業の助成及び被害の発生防止・救済などの事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 275,000,000円（基本財産 550,000,000円）</p> <p>3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>宮城県道路公社</p> <p>19.12.20</p> <p>1 団体の事業概要 地方的な幹線道路の整備を促進し交通の円滑化を図るため、道路の新設、改築、維持、修繕の事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 17,416,125,000円（出資金 21,836,000,000円）</p> <p>〔債務保証〕</p> <p>債務保証契約に係る平成18年度未借入金残高 18,275,968,781円</p> <p>3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 住民の生活の安定を図るため、住宅の不足の著しい地域において居住環境の良好な集団住宅及び宅地の供給事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 20,500,000円（資本金 21,850,000円）</p>
<p>宮城県住宅供給公社</p> <p>19.12.20</p>	<p>宮城県住宅供給公社</p> <p>19.12.20</p>

<p>財団法人 宮城県体育協会</p>	<p>19. 12. 20</p>	<p>〔補助金〕 人と環境にやさしいモデル住宅整備事業補助金 2,102,000円 ゆとりある住まいづくり推進事業補助金 98,000円 〔貸付金〕 仙台北部中核都市建設促進資金貸付金（短期） 2,000,000,000円 長期貸付金に係る平成18年度未残高 2,120,000円 〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成18年度未借入金残高 23,106,000,000円</p> <p>3 監査の結果 精算未了の修繕預り金が認められたので、確認の上、適切に処理する必要がある。</p>	<p>仙台北港流通ターミナル株式会社 株式会社</p>	<p>19. 11. 7</p>	<p>1 団体の事業概要 仙台北港臨港地区内における物流の海と陸との結節点として中心的機能を果たすため、荷扱場・保管庫・事務室等の賃貸に関する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 153,000,000円（資本金 569,940,000円） 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>財団法人 宮城県環境事業公社</p>	<p>19. 12. 27</p>	<p>1 団体の事業概要 又ポーツの振興及び県民の体力向上等を図るため、体育関係諸団体相互の連携及び競技力向上対策事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 75,000,000円（基本財産 137,060,000円） 〔補助金〕 又ポーツ選手強化対策費補助金 188,735,704円 東北総合体育大会開催事業補助金 17,569,283円 東北総合体育大会参加補助金 17,608,916円 国民体育大会参加補助金（本大会） 65,364,799円 国民体育大会参加補助金（冬季大会） 6,228,718円 地域又ポーツ活動推進費補助金 6,176,577円 又ポーツ少年団活動費補助金 1,770,000円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>株式会社 仙台北港貿易促進センター</p>	<p>19. 12. 19</p>	<p>1 団体の事業概要 貿易促進による地域経済の活性化等のため、仙台北港国際ビジネスマンセンターをはじめとする輸入関連施設管理運営事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 710,000,000円（資本金 2,187,500,000円） 3 監査の結果 (1) 繰越欠損金の増加が認められたので、オフイヌ、コミュニケーションセンター、ホール等施設の利用率向上のための具体的方策を講じることにより、経営改善計画の着実な推進を図り、財務内容の健全化に努める必要がある。 (2) オフイヌ賃料等において、延滞売掛金が認められたので、収納促進に努める必要がある。</p>
<p>財団法人 宮城県建築住宅センター</p>	<p>19. 10. 31</p>	<p>1 団体の事業概要 公共住宅の受託管理を行うとともに建築物の質の向上と安全性の確保を図るため、住宅に関する知識の啓蒙及び相談事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 10,000,000円（基本財産 30,000,000円） 〔補助金〕 みやぎ版住宅特性評価業務支援事業補助金 210,000円 〔公の施設の管理委託〕 宮城県宮住宅 831,723,069円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>株式会社 仙台北港貿易促進センター</p>	<p>19. 10. 31</p>	<p>1 団体の事業概要 みやぎ版住宅特性評価業務支援事業補助金 210,000円 〔公の施設の管理委託〕 宮城県宮住宅 831,723,069円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>

<p>学校法人 朴沢学園</p> <p>19. 9. 11</p> <p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、大学、高等学校 を設置運営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 368,270,000円 私立高等学校授業料軽減事業補助金 49,742,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 400,000円 結核検診等補助金 186,540円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>私立退職金社団退職手当資金給付事業補助金 209,352,000円</p> <p>3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>学校法人 宮城学院</p> <p>19. 9. 12</p> <p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、大学、高等学校、 中学校、幼稚園を設置運営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 300,886,000円 私立高等学校授業料軽減事業補助金 2,296,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 1,200,000円 私立学校特殊教育教育費補助金 3,136,000円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>宮城県職業能力開発 協会</p> <p>19. 12. 12</p> <p>1 団体の事業概要 職業訓練、職業能力検定及びその他職業能力の開発に 関する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 職業能力開発協会費補助金 46,524,000円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>学校法人 古川学園</p> <p>19. 9. 13</p> <p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、高等学校を設置 運営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 316,336,000円 私立高等学校授業料軽減事業補助金 21,574,000円 結核検診等補助金 114,972円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>特定非営利活動法人 宮城県森林インスト ラクター協会</p> <p>19. 12. 19</p> <p>1 団体の事業概要 一般県民等に対して森林・林業の普及啓発及び調査研 究に関する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県県民の森 31,784,000円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>社団法人 宮城県私学退職金社 団</p> <p>19. 12. 5</p> <p>1 団体の事業概要 学校法人が設置する小学校、中学校、高等学校に勤務 する教職員等に退職手当資金を給付している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕</p>	<p>社会福祉法人 宮城県福祉事業協会</p> <p>19. 12. 18</p> <p>1 団体の事業概要 社会福祉法に基づき、第一種社会福祉事業（母子生活 支援施設等）及び第二種社会福祉事業（保育所等）を行っ ている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県さくらハウス 52,375,978円 宮城県コスモスハウス 52,742,280円</p>

財団法人 宮城県母子福祉連合 会	19. 12. 20	<p>3 監査の結果公表すべき指摘事項はなかった。</p> <p>1 団体の事業概要 母子福祉団体の育成指導、母子家庭及び寡婦の自立の促進に関する事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県母子福祉センター 監査の結果 17,606,000円</p> <p>3 宮城県母子福祉センター指定管理者事業収支決算書に不適正な表示及び計数が認められたので、改善する必要がある。</p>
財団法人 みやぎ婦人会館	19. 12. 27	<p>1 団体の事業概要 婦人の組織活動の助長及び教養の向上等を図るため、各種講座、講演会、研究会等の事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県婦人会館 14,114,000円</p> <p>3 監査の結果 宮城県婦人会館管理運営業務において、県の承諾のない第三者委託契約が認められたので、改善する必要がある。</p>

(注) 県の財政的援助等の内容の「出資金」は、平成18年度末における出資金総額を示し、「補助金」、「貸付金」及び「公の施設の管理」は、平成18年度における支出額等を示している。

### 宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七号第一項の規定により、宮城県地先海面における総トン数五トン以上の動力漁船を使用するかじき等流し網漁業(まぐさ、かじき、かつお、さめ等の採捕を目的とする流し網漁業をこぼす。以下同じ。)の操業について、次のとおり制限する。

平成二十年二月二十二日

宮城海区漁業調整委員会

会長 山 崎 勝

一 制限期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

#### 二 操業の承認

かじき等流し網漁業の操業をしようとする者は、使用漁船について、別記平成二十年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領(以下「要領」といふ。)で定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会(以下「委員会」といふ。)の承認を受けなければならない。

#### 三 操業の承認の対象

- 次の1又は2のいずれかに該当する者
- 1 前年度において承認を受けてかじき等流し網漁業を営み、かつ、宮城県内の港に漁獲物を陸揚げした実績を有する者
- 2 その他委員会が認めた者

#### 四 漁獲物の陸揚制限

かじき等流し網漁業を操業する者は、原則として、本県の漁港に漁獲物を水揚げしなければならない。

#### 五 操業の承認の条件及び制限

操業の承認には、次の条件を付する。

- 1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。
- 2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第一号の標識を船橋の両側に表示すること。
- 3 禁止区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。

ア 岩手県大船渡市首崎突端

イ 岩手県大船渡市首崎突端正東十海里の点

ウ 宮城県気仙沼市御崎突端正東十海里の点

エ 宮城県本吉郡歌津崎突端正東十海里の点

オ 宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点

カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里の点

キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点

#### 4 漁具の制限

- (一) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は十二キロメートル以内であり、かつ、網目は十五センチメートルを超えるものでなければならない。
- (二) 二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。



5 漁具の標識

敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上二メートル以上の高さに掲げなければならない。

(一) 両端部の浮標

昼間にあつては別記様式第二号による標識及びレーダー反射板(金属性のものに限る。以下同じ。)、夜間にあつては白色の灯火及びレーダー反射板

(二) 中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標

昼間にあつては別記様式第二号による標識、夜間にあつては白色の灯火

(一)及び(二)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも二海里離れた所から視認されるものでなければならない。

6 塗装しない船舶の使用禁止

かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。

7 1から6までの条件及び制限のほか、承認漁業等の取締りに関する省令(平成六年農林水産省令第五十四号)を遵守しなければならない。

8 漁獲成績報告書の提出の義務

操業の承認を受けた者は、操業終了後一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

六 承認の取消

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(別記)

指示様式第1号

宮かじき第 号

1 文字及び数字(承認番号)の大きさは、8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とする。

2 文字、数字(承認番号)及び枠は、夜光塗料を配合した朱色とする。

指示様式第2号

標 識  
の 大 小

1 標識は、罫色の枠とする。

2 標識の大きさは、縦横とも80センチメートルとする。

平成二十年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 操業の承認申請をしようとする者は、かじき等流し網漁業操業承認申請書(様式第一号)をその住所を管轄する地方振興事務所を経由し、宮城海区漁業調整委員会(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

なお、県内に住所を有しない者が操業承認申請する場合は、その所在地を管轄する都道府県知事の副申請を添えなければならない。

2 操業承認申請書の受理期間は、かじき等流し網漁業の制限に関する委員会指示(以下「委員会指示」という。)の日から平成二十年三月十四日までである。

3 操業承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 操業承認申請一覧表(様式第二号)
- (二) 委員会指示三の1に該当する者は水揚仕切書写、漁獲物陸揚証明書(様式第三号)、その他の者は申請理由書
- (三) 印鑑証明書
- (四) 漁船原簿謄本
- (五) 年間事業計画書(様式第四号)
- (六) 共同申請の場合は、代表者選定届及び申請理由書
- (七) 用船の場合は、船舶使用承諾書及び申請理由書
- (八) 代船の場合は、旧船の廃業届又は抹消漁船原簿謄本

(九) (一)～(八)までに掲げる書類のほか、委員会が必要と認める書類  
(承認証の交付)

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、次の表の下欄に掲げる漁港で、当該承認に係る漁船(漁  
るつ装置、漁網を含む。)を確認の上、操業承認証(様式第五号。以下「承認証」という。)を申請  
者又は操業責任者に交付する。

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ当該承認証の交付を希望する漁港の所在地を管  
轄する地方振興事務所水産漁港部に連絡の上、承認証交付申請書(様式第六号)を提出し、その指  
示を受けなければならない。

宮城県仙台地方振興 事務所水産漁港部	塩釜市新浜町二丁目九・一 電話 〇二二・三六五・〇一九一	塩 釜 港
宮城県石巻地方振興 事務所水産漁港部	石巻市東中里二丁目四・三十二 電話 〇二二五・九五・一四一一	石女 巻川 港
宮城県気仙沼地方振興 事務所水産漁港部	気仙沼市港町四九九 電話 〇二二六・二二・六八二五	志気 津仙 川沼 港

(承認証の書換え交付)

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、操業承認証書  
換交付申請書(様式第七号)を委員会に提出し、書換え交付を受けなければならない。

2 前号の場合には、第一の3の(九)の規定を準用する。

(承認証の再交付)

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく、操業承認証再交  
付申請書(様式第八号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(漁獲成績報告書の様式)

第五 委員会指示五の8に定める漁獲成績報告書は、様式第九号によるものとする。

要領様式第1号

かじき等流し網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城県海区漁業調整委員会長 殿

住 所

氏 名

住 所

氏 名

かじき等流し網漁業の操業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 操業区域 宮城県地先海面

3 使用船舶

(1) 船 名 丸

(2) 漁船登録番号

(3) 総 トン 数 トン

(4) 機関の種類及び馬力数 P S又はキロワット

4 承認証交付希望港

要領様式第2号

かじき等流し網漁業操業承認申請一覧表

年 月 日  
 漁業協同組合長 印  
 (支所運営委員長)

承認番号	漁船登録番号	船名	総トン数	馬力数	操業期間	申請者		承認証 交付港	前年度 承認番号	前年度の 実績の有無
						申 請 所 住	氏 名			

印は記入しないこと。

( A 4横 )

要領様式第3号

かじき等流し網漁業漁獲物陸揚証明書

宮城県

魚市場 ㊦

年 月 日

下記のとおり当市場に陸揚げしたことを証明する。

記

- 1 船 名 丸
- 2 漁船登録番号
- 3 総トン数 トン
- 4 機関の種類及び馬力数 P S又はキロワット
- 5 所有者の住所及び氏名
- 6 陸揚実績表

項目	魚 種 別 漁 獲 高				合 計
	まぐろ	かじき	かつお	その他	
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円

(A4縦)

要領様式第4号

年 間 事 業 計 画 書

船 名 丸 氏 名

漁業種類	漁業	漁業	漁業	合 計
区分				
漁獲物の種類				
漁獲物の種類				
操業期間				
操業日数				
航海日数				
漁獲予想数量				
漁獲予想金額				
乗組員数				
所要経費	人件費			
	燃料費			
	費			
	費			
	費			
合計				

(A4縦)

条件及び制限

- 1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。
- 2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第1号の標識を船橋の両側に表示すること。
- 3 禁止区域  
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。  
ア 岩手県大船渡市首崎突端  
イ 岩手県大船渡市首崎突端正東10海里の点  
ウ 宮城県気仙沼市御崎突端正東10海里の点  
エ 宮城県本吉郡歌津崎突端正東10海里の点  
オ 宮城県石巻市金華山頂上正東10海里の点  
カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東25海里の点  
キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点
- 4 漁具の制限  
(1) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は12キロメートル以内であり、かつ、網目は15センチメートルを超えるものでなければならぬ。  
(2) 2枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。
- 5 漁具の標識  
(1) 両端部の浮標  
敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上2メートル以上の高さに掲げなければならない。  
(2) 昼間にあっては別記様式第2号による標識及びレーザー反射板(金属性のものに限る。以下同じ。)、夜間にあっては白色の灯火及びレーザー反射板  
(3) ①及び②の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも2海里離れた所から視認されるものでなければならない。  
(4) ①及び②の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも2海里離れた所から視認されるものでなければならない。
- 6 塗装しない船舶の使用禁止  
かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を30センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。
- 7 1から6までの条件及び制限のほか、承認漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号)を遵守しなければならない。
- 8 漁獲成績報告書の提出の義務  
操業の承認を受けた者は、操業終了後1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 9 承認の取消し  
この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

宮かじき第 号

かじき等流し網漁業操業承認証

住所  
氏名

1 操業期間  
年 月 日から  
年 月 日まで

2 操業区域  
宮城県地先海面

3 使用船舶  
(1) 船名  
丸

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 機関の種類及び馬力数  
シーゼル PS又はキロワット

4 条件及び制限(裏面記載のとおり)

年 月 日  
宮城県漁業調整委員会 会長

印

(A4縦)

要領様式第 6 号

承認証交付申請書

年 月 日

地方振興事務所長 殿  
(水産漁港部扱い)

船主又は操業責任者

住 所  
氏 名

㊦

年 月 日付け宮漁委第 号でかじき等流し網漁業の操業の承認を受けました  
が、出漁の準備が完了したので、確認の上承認証の交付を受けたく下記により申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 漁船登録番号
- 4 総トン数 トン
- 5 希望日時 年 月 日 時
- 6 交付希望港 港
- 7 その他 (連絡先等)

要領様式第 7 号

年 月 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住 所  
氏 名

㊦

かじき等流し網漁業操業承認証書換交付申請書

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したので、書換え交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 記載事項

変 更 前	変 更 後

4 書換を必要とする理由

( A 4 縦 )

( A 4 縦 )

要領様式第8号

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会長 殿

住 所

氏 名

㊦

かじき等流し網漁業操業承認証再交付申請書

かじき等流し網漁業操業承認証を滅失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 滅失（き損）の理由

( A 4 縦 )

